

県立中部病院の医療機能の継続等に関する意見書

沖縄県は戦後から昭和30年代にかけて深刻な医師不足に悩まされ、その医師不足を根本的に解決するため琉球政府立病院設置構想が進む中、当時の具志川村が、無償提供により病院敷地を確保した。さらに行政、住民を挙げて琉球政府立中央病院誘致に努めた経緯があり、そこに旧コザ市から移転し、県立中部病院が設立され、現在の基幹病院の基盤が出来上がっている。

県立中部病院では、当初から医師の臨床研修制度が開始され、ハワイ大学医学部との連携等により、すべての救急患者を診るといった救急救命センター機能を有し、今日に至っているところである。

現在、沖縄県は県立病院の経営健全化、経営見直しなど「公立病院改革プラン」の策定を求めており、独立行政法人化が進められようとしている。

このような中、2月1日から県立中部病院では看護師不足により患者のためのベッド・52床をやむなく休床せざるを得ない状況にあるとのことである。この看護師不足による休床は沖縄県の定数条例で看護師が増やせないことが要因とも言われており、このままでは、県立病院が担う地域医療を支援する機能や救急救命医療の低下が更に懸念されてくる。

公的医療に関する危機感が広がる中、市民多数の参加のもとに開催された「県立中部病院の医療機能の継続を考えるシンポジウム」では「今後の県立中部病院のあり方について、医師の臨床研修制度や民間では参入が難しい救急医療、対応困難な医療分野を中心とした公的医療は引き続き確保、発展していかなければならない」という決議も採択されている。

また、うるま市は島嶼地域や津堅島の離島医療を県立中部病院に支えてもらっていることなど、うるま市はもとより近隣市町村にとっても大切な医療機関であることは、強く認識されており、うるま市としても中部地区医師会と共に、この課題に取り組むことを決定してきたところである。

よって、うるま市議会は、市民の公的医療を確保する立場から沖縄県知事に対し、下記の事項について強く要請する。

記

1. 県立中部病院の医療機能の継続を図ること。
2. 沖縄県の定数条例改正による看護師の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

うるま市議会

あて先 沖縄県知事 沖縄県議会議長